

♡Dalcimakura & Omaké♡
Adult Only



こちらを手に取って読まれている方は当サークル・四才ブックスの本をご存知か、あるいは一切知らないけどドーラさんがたまらなく好きな方だという前提で軽く前置きをさせていただきます
おはようございますドーラ学会員です
ネット上にも書きましたが、ロッテのおもちゃ！最終話と1月発売の最終巻表紙がロッテちゃん達の結婚式だったこと、ドーラさんの中の人が1月に入籍を発表したことが重なったことで大義名分を得た気分になりました
今しかないと思いウェディングドレスを着てもらいました
多少盛って書きましたが提出したラフの候補にウェディングドレスを入れといて最終判断を下されたのは天村さんです
衣装がウェディングドレスに決定したことにより弊社が普段やらなそうなケッコンカッコホントウ漫画が描きたいと思い
わがままを言ってこちらの薄いものを特典で付けさせていただくことになりました
枕カバーの妄想の手伝いになるようなものになっていれば幸いです…
結婚相手は貴方です(媚び)俺だよ(本音)

二のまんが!! を読むまでの 大前提



発行日:2014年5月25日
発行責任者:天村正希(富士浅間堂)
印刷:ねこのしっぽ

発行責任者連絡先:
amamura.m@gmail.com

※未成年は見ちゃダメ持ってちゃダメ
※無断転載ダメ



つていうのが普通じやなんですか!?

そ初夜にそれ言う?

ド

ド

だス周囲の対応が
おそろしくなづた

は?

だつて私が
整理できな
い間に終な
いわでもかも
がいつかつ



しかも「夜の衣装だ(笑)」
とか言われて渋々着てみたら
これ式で着たもの
すごく悪趣味!!

そあ
それなら

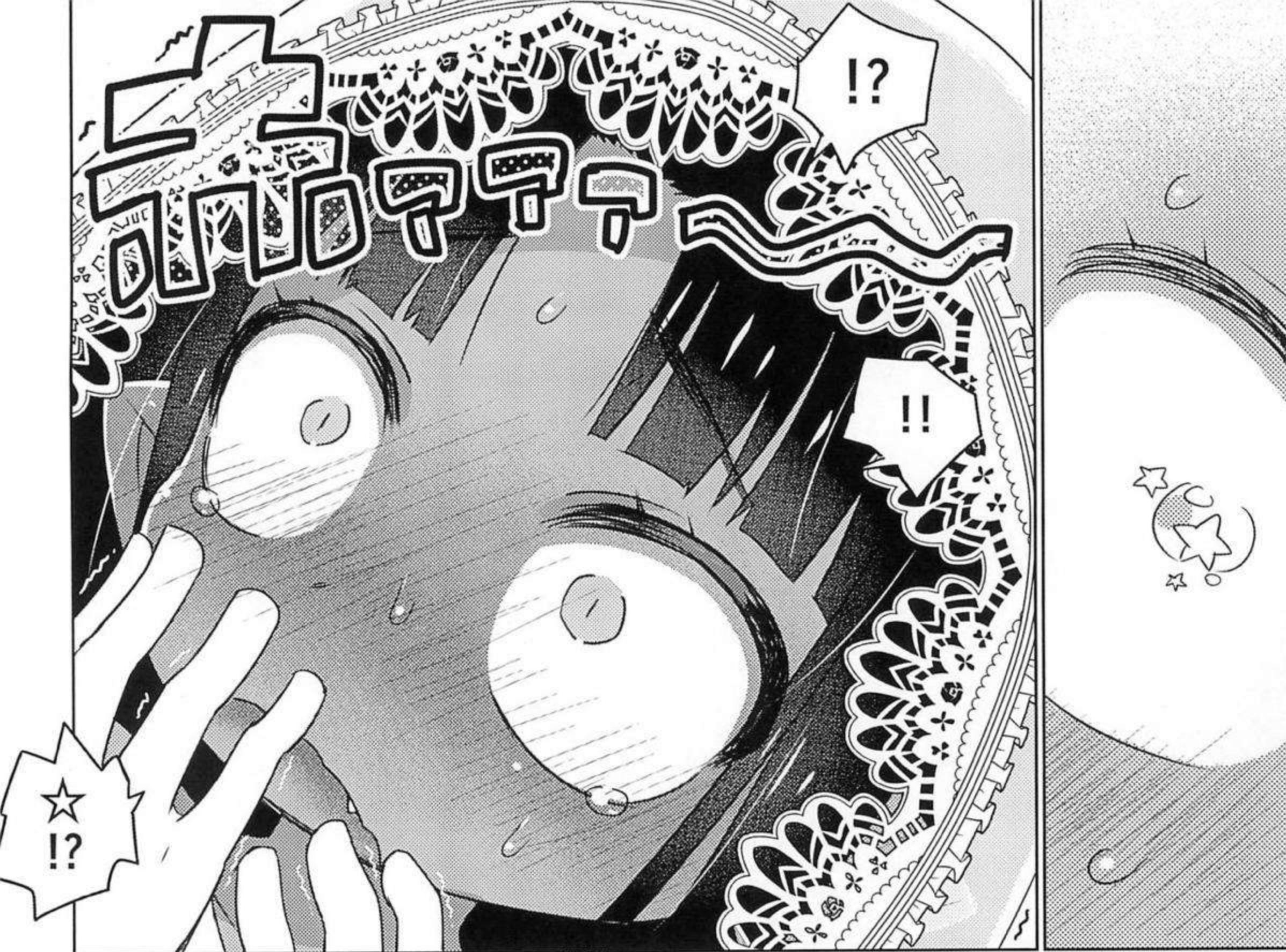
それ
仕立ての時に
スペアでに発注した

そ
う
じ
や
な
い!!!

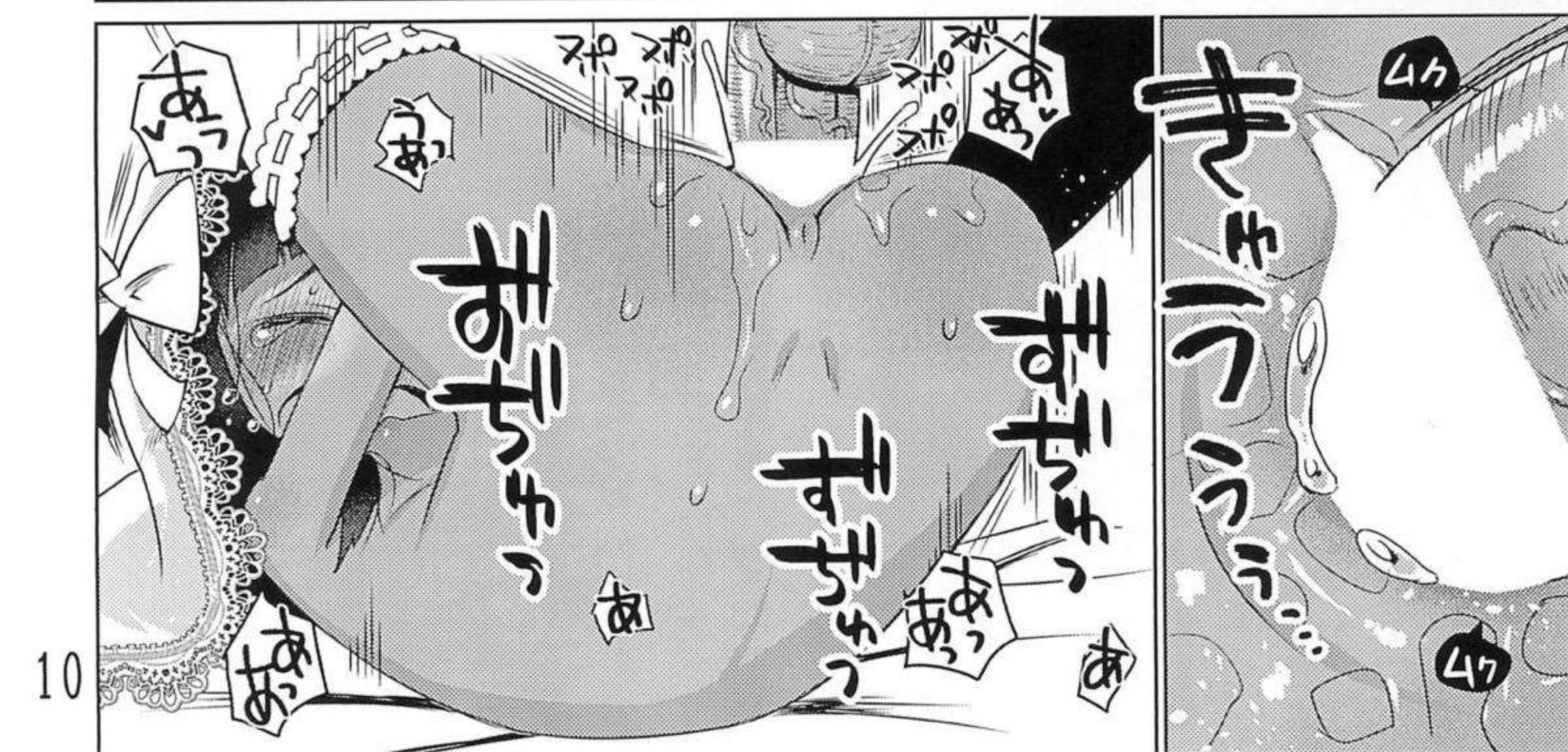
















富士表間堂 云四才ノツクス

For ADULT
FREE PAPER



今期のTVアニメも
楽しめる作品が多く幸せですね
これだけは見つめたい!という作品が
五本の中では数少ないです。
うーん?十本でも足りないかも…
こんな状況は滅多に無いと思って
本当に感謝です。アリヤヤアリヤターッ!
具体的に、楽書きで表現できたら
尚良かっただけ。

2014-05-25(Sun) PuniKit-29@PiO ver.

はじめましてばなーか
しそませんがこんちは。まきのんです
なんといふく。今回で3連続目の
フリーペーパーです。サスペンス&キビしい
お見なですがなんとかまた本が出せる
ように執筆修業したトコロです。

☆次回刊行予定は

C8...C8b? 曲コミでやが当落ます!

出ますーのスペース頂けたらと願っております。

6月サンケイ…申し訳もうか迷ったのですが…やぱり申し込んで
なければヨカトドキー? ざいぶんサーカスDLしないの? やが。
それでは本日はこれにて再見!

千葉県立大学

日本憲法 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S21/S21KE000.html>)
昭和二十一年十一月三日憲法)

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの系のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恩恵を保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、これに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行ふ、その権利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かか原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認す

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのである。政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他國と対等関係に立たうとする各國の責務であると信する。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓

十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いてはその意に反する苦役に服させられない。

十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

二十一條 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

二十二條 國及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

二十三条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

二十四条 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第五章 改正

二十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、國会が、これを議し、國民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の國民投票又は國会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

二十七条 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一体をすものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

二十八条 この憲法が日本國民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の國民に対し保証すことのできない永久の権利として信託されたものである。

二十九条 この憲法は、國の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び他の行為に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

三十条 日本国が締結した条約及び確立された國際法規は、これを誠実に遵守することを要する。

三十一條 天皇又は摂政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を直し擁護する義務を負ふ。

~~~~~【わいせつ物頒布等の罪 wikipediaより引用】~~~~~

刑法175条 わいせつ物頒布等の罪

刑法175条は「わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役と罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布したる、同様とする(第1項)。有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする(第2項)。」と規定する。

わいせつの定義をめぐる議論

議論をめぐる主な争点は、規範的構成要件要素(裁判官の評価を必要とする要素)である「わいせつ」の定義である。判例はサンデー娯楽事件から一貫して「わいせつ三要件」を採用している(大審院時代とは最後の要件に違いがある)。すなわち三要件とは、

徒に性欲を刺激・興奮させること  
普通人の正常な性的羞恥心を害すること  
善良な性的道義観念に反すること

いうものである。しかし、このように定義することに対しては、批判も多い(たとえば、元人『刑法各論』395頁)。裁判上でも、わいせつの定義が曖昧である等の憲法31条違反の疑がしばしばされるが、最高裁はそのような主張を一貫して否定している(たとえば、ソノカラー写真誌事件判決参照)。

~~~~~【表現の自由 wikipediaより引用】~~~~~

表現の取り締まりの理由は、もっぱら「善良の風俗を維持するため」とされてきた[3]。

「わいせつ=刑法」を参照

刑法175条はわいせつな文書、図画、その他の物を頒布・販売、公然と陳列した者を最高2年懲役又は250万円の罰金若しくは科料に処し、販売の目的でこれらを所持した者も同様とする旨を定める。

これは、一貫してわいせつ物頒布罪(刑法175条)が日本國憲法第21条に違反しないとする見方をとっている(最高裁判所大法廷判決昭和32年3月13日刑集11巻3号997ページ(チャタレー事件)及び最高裁判所大法廷判決昭和44年10月15日刑集23巻10号1239ページ(悪徳の榮え事件))。

学界では、相対的わいせつ概念の法理が注目されている。これは、わいせつ物の規制の対象は妥当であるといつても、思想性や芸術性の高い文書については、わいせつ性が相対的で、規制の対象から除外されるという理論である。田中二郎判事が初めて提唱した。

~~~~~【性的好奇心 wikipediaより引用】~~~~~

性的好奇心(せいてきこうしきん)は、好奇心および、性欲の発露のひとつ。性に対する好

き。ヒトは3-4歳で成人あるいは異性との間に肉體的、生理的相違に気付き、意識するようになる。思春期には性的好奇心が強くなり、性や性行為に対する関心が高まる。性的好奇心は年齢を問わずにおり、個人によってその形態はさまざまである。

社会的抑圧の程度によっても発現の仕方が異なる。

[大審院大正15年6月19日第4刑事部判決]

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/sonodahisashi/20140308-00033307/>

(事実)

原審は、被告人は大正14年9月29日午後11時頃大阪市南区難波新地6番丁料理店明月楼こと北川某方2階客席広間において平尾某外約30名ノ観覧する場所に男女交媾(こうこう=性交)の状態を撮影したる創世紀と題するわいせつの活動写真映画を公然映写陳列したるものなりとの事実を認定し、刑法第175条(注:旧規定)を適用したり。

サンデー娯楽事件(1951)

青少年保護育成条例(1950年代~)

チャタレー事件(1951~1957)

黒い雪事件(1965)

悪徳の榮え事件(1969)

四畳半襖の下張事件(1972~1980)

『愛のコリーダ』事件裁判(1976)

ビニール本事件(1983)

沙織事件(1991)

有害コミック騒動(1991~)

児童買春・児童ポルノ処罰法成立(1999-5月)

松文館裁判(2002)

児童ポルノの提供(販売や無料で譲渡した場合)も処罰対象化(2004)

不勉強なまでは向こうと  
見えないところはあるのか  
わいせつの定義については  
時代毎の判断で変わること  
わいせつの行為(具体的行動の种类)  
と  
客体(行為の記録物)  
と  
それが  
で  
むかしいようだ....  
どうなの?  
さうに客体については  
行為と記録物  
がこれまでの  
とそれ以外の  
完全な創作の文書  
因習に沿  
もごりやにならぬか  
違和感...  
異常を肯定する  
と  
言い替えの根本問題の切り分け  
為だしね。  
また欠点不足でね



発行…でいれへだー(<http://x.denpa.org/>)

